

夏季休暇の取得期間の拡大について（案）

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務への影響を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、夏季休暇の取得期間の拡大を行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>7月1日から9月30日まで</u>	<u>6月16日から11月30日まで</u>

3 実施期間

令和4年度に限る。

4 その他

令和4年7月1日から令和4年9月30日までの間に取得可能である職員に適用する。